

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと日、
休む日、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の新設等
土地改良事業の認可申請の適否の決定(十二件)
土地改良法による換地処分

告 示

鳥取県告示千四百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、気高町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による瑞穂南部地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力

を生ずる。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | |
|----------------|--|
| 新たに画する 字の名称 | 同上の区域(昭和六十年五月十七日現在の地番による。) |
| 大字宿字石入 新田 | 大字宿字茶山新田一八四の四、一八四の六、一八五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一八六の三と一体をなす国有地の一部 |
| 大字宿字石橋 | 大字宿字大道東新田二九七の一部、二九八、二九九、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一、三〇二の一、三〇二の二、三〇三の一、三〇三の五、三〇四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇三の二から三〇三の四までと一体をなす国有地の一部 |
| 大字宿字石橋 | 大字宿字総作前河原三三六、三三七の一部、三三八、三三九の一部、三四〇、三四一の一、三四一の二、三四二、三四三の一部、三四四の一部、三四五の一部、三四六の一部、三四七の二の一部、三四八の一部、三四九の一部、三五〇の一の一部、三五〇の二、三五一の二、三五二、三五三、三五四、三五五、三五六の二の一部、三五七の二の一部、三五八の二の一部、三五九の二の一部、三六〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宿字多良井出上下三六五の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字宿字大新前二一七の六の一部、二一七の七及びこれらと一体をなす国有地 |

| | |
|-----------------|---|
| <p>大字土居字新井手</p> | <p>大字土居字石橋ノ下二二三の一、二二三の二、二二四、二二五の一、二二六の一、二二六の三、二二七の二の一部、二二七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字かぶき二三一の一、二三一の九、二三一の一〇、二二二の一、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字堂免二二三の一及びこれと一体をなす国有地 大字宿字海道向二七三の五の一部及びこれと一体をなす国有地 大字宿字背戸中通二七四の一部、二七五の一部、二七六、二七七の一部、二七八の一の一部、二七九の一の一部、二八一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宿字中寄二八二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 大字宿字東通三九九の一部、四〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇〇と一体をなす国有地の一部 大字土居字穴園基一八五の二の一部、一八六の一部、一八七の二の一部、一八七の二の一部、一八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字新井手下一九六の一部、一九七の二の一部、一九八から二〇〇まで、二〇一の二の一部、二〇二の二の一部、二〇三の二の一部、二〇四の三及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字上河原ノ一の全域 大字土居字上河原二 二一五の一部、二一六の二の一部、二一六の二、二二〇の二の一部、二二二の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宿字下河原道ヨリ西四〇八の一部、四〇九から四一〇まで及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字下河原道ヨリ東四一二の一、四一二の二、四一二の三の一部、四一三の一部、四一七から四一九までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二〇と一体をなす国有地の一部</p> |
|-----------------|---|

| | | | | | |
|----------------|---|--------------------|--|-----------------|---|
| <p>大字宿字砂田</p> | <p>大字宿字砂田のうち五九の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p> | <p>大字宿字荒神前</p> | <p>大字宿字荒神前の全域 大字宿字園基田三七の八、三七の一〇、三七の一、三七の一五と一体をなす国有地の一部 大字宿字南田九三の一部、九三の二の一部、九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字中瀬一〇九の一部、一一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字七反坪一一一、一一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字土居字上河原</p> | <p>大字土居字上河原二 二一八の一部、二一九の一、二二〇の一の一部、二二二の一部、二二二の二の一部、二二四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二の二と一体をなす国有地の一部 大字土居字上河原三 二二五の二から二二五の三まで、二二六の一の一部、二二九の一部、二三〇の一部、二三一、二二二、二二三の二から二二三の六まで、二三五の二から二三五の三まで、二三六の二の一部、二三六の二、二三七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字徳持二四〇の二の一部、二四〇の二の一部、二四一の二、二四一の三の一部、二四二の二、二四二の二の一部、二四二の三から二四二の五まで、二四三の二の一部、二四四の一部、二四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四三の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字宿字園基田</p> | | <p>区域を変更する字の名称</p> | <p>同上の区域（昭和六十年五月十七日現在の地番による。）</p> | | |

| | |
|----------|---|
| 大字宿字藪根 | <p>大字宿字南田九一から九三までの一部、九三の二の一部、九三の二の一部、九四から九七まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宿字中瀬九八の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宿字砂田五九の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字宿字藪根の全域</p> <p>大字宿字南田九一の一部、九二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宿字中瀬九八から一〇〇までの一部、一〇〇の二の一部、一〇一の一部、一〇二、一〇三、一〇四の一部、一〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宿字茶山新田一七〇の一部、一七二の一部、一七四の一部、一七五、一七六の二(合併及びこれらと一体をなす国有地)</p> |
| 大字宿字中瀬 | <p>大字宿字中瀬のうち九八から一〇〇まで、一〇〇の二、一〇一の一部、一〇二、一〇三、一〇四の一部、一〇七の二の一部、一〇八の一部、一〇九、一〇、一〇一及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| 大字宿字七反坪 | <p>大字宿字七反坪のうち一一、一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字宿字中瀬九九の一部、一〇〇の一部、一〇〇の二の一部、一〇一の一部、一〇七の二の一部、一〇八の一部一〇九の一部、一一〇、一一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宿字種子谷一一六、四五三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| 大字宿字種子谷 | <p>大字宿字種子谷のうち一一六、四五三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| 大字宿字柿木田 | <p>大字宿字中瀬一〇四と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字宿字柿木田のうち一四七の二の一部、一五七の一部、一五八の二の一部、一五九の一部、一六〇の二の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字宿字茶山新田一七一の一部、一七二の二の一部、一七二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宿字鳴田一九六の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| 大字宿字茶山新田 | <p>大字宿字柿木田一五七の一部、一五八の二の一部、一六〇の二の一部、一六〇の二の一部、一六一の一部</p> <p>大字宿字茶山新田のうち一七〇の一部、一七二の一部、一七一の一部、一七二の二の一部、一七四の一部、一七五、一七六の二(合併、一八四の四、一八四の六、一八五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一八六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域)</p> <p>大字宿字八十歩一八九の二の一部、一九〇の二の一部、一九〇の二、一九一の二、一九一の二の一部、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字宿字大新前二〇六の二の一部、二〇六の二の一部、二〇七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 大字宿字八十歩 | <p>大字宿字八十歩のうち一八九の二の一部、一九〇の二の一部、一九〇の二、一九一の二、一九一の二の一部、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一八七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字宿字大新前二〇六の二の一部、二〇六の二の一部、二〇七の二及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| 大字宿字鳴田 | <p>大字宿字柿木田一四七の二の一部、一五九の一部、一六〇の二の一部、一六〇の二の一部、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宿字八十歩一九一の二の一部、一九二の二の一部、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字宿字鳴田のうち一九六の二と一体をなす国有地の一部</p> |

| | |
|--|---|
| <p>外 の 区 域</p> | <p>大字宿字山根二〇一の一部、二〇五の二の一部、二〇五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字大新前二〇六の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字宿字苗代谷四八九の一部</p> |
| <p>大 字 宿 字 苗 代 谷</p> | <p>大字宿字苗代谷のうち四八九の一部以外の区域 大字宿字大道東新田のうち二九七から二九九まで、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一、三〇二の一、三〇二の二、三〇三の一、三〇三の五、三〇四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇三の二から三〇三の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大 字 宿 字 総 作</p> | <p>大字宿字総作のうち三三四以外の区域 大字宿字総作前河原のうち三三六、三三七の一部、三三八、三三九の一部、三四〇、三四一の一、三四一の二、三四二、三四三の一、三四五、三四六、三四七の一、三四七の二、三四八、三四九、三五〇の一、三五〇の二、三五一の二、三五二、三五三、三五五、三五六の二の一部、三五七の二の一部、三五九の二の一部、三六〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大 字 宿 字 多 良 井 出 上 下</p> | <p>大字宿字大道東新田二九七の一部及びこれと一体をなす国有地 大字宿字総作前河原三四三の二の一部、三四五の一部、三四六の一部、三四七の一、三四七の二の一部、三四八の一部、三四九の一部、三五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字多良井出上下のうち三六五の一部、三七二の二の一部、三七二の三、三七三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大 字 宿 字 中 寄</p> | <p>大字宿字荒神廻り三七七の四、三七七の六、三七八の三、三七九の一部、三八〇の二の一部、三八〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三七八の一と一体をなす国有地の一部 大字宿字中寄のうち二八二及びこれと一体をなす国有地並びに二八三の一、二八三の二、二八六、二八七、二八八の二、二八九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大 字 宿 字 大 新 前</p> | <p>大字宿字山根二〇四の二の一部、二〇四の二の一部、二〇五の一から二〇五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字大新前のうち二〇六の二の一部、二〇六の二の一部、二〇七の二、二一七の六の一部、二一七の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宿字堂免二三三の四、二三四の一部、二三四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字大所福安二三六、二三六の一、二三七、二三八の一部、二三八の二の一部、二三八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字人賣口二四〇の二の一部、二四一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大 字 宿 字 山 根</p> | <p>大字宿字山根のうち二〇一の一部、二〇三の二の一部、二〇三の三の一部、二〇四の二の一部、二〇四の二の一部、二〇五の一から二〇五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大 字 宿 字 人 賣 谷</p> | <p>大字宿字人賣谷のうち二四四、四九一、四九七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字宿字山根二〇三の二の一部、二〇三の三の一部、二〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇三の三と一体をなす国有地の一部 大字宿字大所福安二三八の一部、二三八の二の一部、二三九</p> |
| <p>大 字 宿 字 人 賣</p> | <p>大字宿字山根二〇三の二の一部、二〇三の三の一部、二〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇三の三と一体をなす国有地の一部 大字宿字大所福安二三八の一部、二三八の二の一部、二三九</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>大字宿字柳谷</p> | <p>の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字人賣口のうち二四〇の二の一部、二四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宿字人賣谷二四四、四九一、四九七の二と一体をなす国有地の一部 大字宿字柳谷口二四八の二の一部、二五一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字宿字屋敷廻り</p> | <p>大字宿字大所福安二三九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字宿字柳谷口のうち二四八の二の一部、二五一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宿字屋敷廻り二五二の一部、二五四の一部、二五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字宿字堂免</p> | <p>大字宿字石橋ノ下二二七の一、二二八の一部、二二八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二七の六と一体をなす国有地の一部 大字宿字かぶき二三〇の二から二三三の三まで、二三三の二から二三一の八まで、二三一の二、二三一の三、二三二の三、二三二の五及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宿字堂免のうち二三三の一、二三三の四、二三三の五、二三三の六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宿字大所福安二三八の一部、二三九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字宿字荒神廻り</p> | <p>なす国有地 大字宿字中寄二八二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに二八八の二、二八九と一体をなす国有地の一部 大字宿字多良井出上下三七二の二の一部、三七二の三、三七三及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字宿字荒神廻りのうち三七五の三の一部、三七七の三の一部、三七七の四、三七七の六、三七七の三、三七七の四の一部、三七七の五の一部、三八〇の二の一部、三八〇の三、三八〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三七八の一と一体をなす国有地以外の区域 大字宿字背戸中通二七九の二の一部、二八〇、二八一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字神主屋敷廻り三八六、三八七の三の一部、三八八の一部、三八九の一部、三九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字宿字神主屋敷廻り</p> | <p>大字宿字背戸中通二七七の一部、二七八の二の一部、二七八の三の一部、二七九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字荒神廻り三七五の三の一部、三七七の三の一部、三八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字神主屋敷廻りのうち三八六、三八七の三の一部、三八八の一部、三八九の一部、三九〇の二の一部、三九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宿字東通三九六の一、三九六の二、三九七の一部、三九九の一部、四〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字下河原道ヨリ西三九八の一部、四〇六の一部、四〇八の一部、四〇八の一及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字下河原道ヨリ東四一二の三の一部、四一三の一部、四一四から四一六まで、四一七から四一九までの一部、四二五、四二七の二から四二七の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四二〇、四二二、四二四、四二八の五と一体をなす国有地の一部</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>大字宿字下河原道ヨリ東</p> | <p>大字宿字下河原道ヨリ東のうち四一二の一から四二二の三まで、四一三から四一九まで、四二五、四二七の一から四二七の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに四二〇、四二二、四二四、四二八の五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字宿字東通</p> | <p>大字宿字東通のうち三九六の一、三九六の二、三九七の一部、三九九、四〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字宿字下河原道ヨリ西三九八の一部、四〇三から四〇五まで、四〇六の一部、四〇七、四〇八から四一一までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字大所一八一の一の一部、一八一の二の一部、一八二の一の一部、一八二の二、一八二の三及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字穴圍基一八七の二の一部、一八八、一八九の一部、一九〇の二、一九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字新井手下一九六の一部、一九七の一の一部、一九七の二、二〇一の二の一部、二〇二の二の一部、二〇三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字宿字海道向</p> | <p>大字宿字石橋ノ下二二六の二、二二六の四、二二七の二の一部、二二七の三の一部、二二七の四から二二七の八まで、二二八の一、二二八の二、二二八の四、二二八の五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字宿字背戸山崎</p> | <p>大字宿字海道向のうち二六九の一、二六九の二、二七〇の一の一部、二七〇の二の一部、二七一の一部、二七二の一部、二七二の三の一部、二七三の一、二七三の五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字宿字背戸中通二七四の一部、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字快治部八八の二の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字大所一七九の一部、一八〇、一八一の一の一部、一八一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字土居字山崎</p> | <p>大字宿字石橋ノ下二二八の一部、二二八の三の一部、二二九及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字屋敷廻り二五五の一部、二五六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字宿字背戸山崎のうち二五八の一部、二五八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五九の一から二五九の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字宿字海道向二六九の一、二六九の二、二七三の一及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字橋ノ詰七三の一部、七四の一の一部、七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七四の五と一体をなす国有地の一部 大字土居字快治部八七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字土居字山崎の全域</p> | <p>大字土居字吉兵衛田六八の一の一部、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字橋ノ詰七〇の一、七〇の二、七一、七二、七三の一部、七四の一の一部、七四の二の一部、七四の三、七五、七六の一、七七の一、七八の一から七八の四まで、七九及びこれらと一体をなす国有地並びに七六の三、七七の</p> |

| | | | |
|-----------------|--|-----------------|---|
| <p>大字土居字快治部</p> | <p>二と一体をなす国有地の一部 大字土居字快治部八四の三、八七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇の四、八〇の一三、八〇の一五、八〇の一六と一体をなす国有地の一部 大字土居字堂ノ前一〇四の一の一部、一〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四の四、一〇四の五と一体をなす国有地の一部 大字宿字背戸山崎二五九の一から二五九の三までと一体をなす国有地の一部</p> | <p>大字土居字堂ノ前</p> | <p>大字土居字橋ノ詰七四の四、七四の五、七六の二、七六の三、七七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字土居字快治部のうち八四の三、八七の四、八八の二の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇の四、八〇の一三、八〇の一五、八〇の一六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字土居字堂ノ前九三の一部、一〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字大所一七五の一、一七五の二から一七五の四までの一部、一七六、一七七、一七九の一部、一八一の一部、一八二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字土居字江下田五九の一の一部、五九の二、五九の四から五九の六まで、六〇の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字土居字堂ノ前のうち九三の一部、一〇二の二の一部、</p> |
| <p>大字土居字上土居</p> | <p>一〇四の一、一〇六、一〇七、一一一の一及びこれらと一体をなす国有地並びに九三、九四、九四の二、一〇〇の二、一〇二の一、一〇四の四、一〇四の五、一一二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字土居字大將軍一一四の二の一部、一一六の一部</p> | <p>大字土居字南田</p> | <p>大字土居字大將軍一一四の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字土居字下土居一三五の二、一三六の一の一部、一三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字上土居のうち一四三の一部、一四四の二の一部、一四五の一の一部、一四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一五二の二、一五三、一五七、一五九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字土居字南田一六三から一六五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字堂ノ前九三、九四、九四の二、一〇二の一と一体をなす国有地の一部 大字土居字上土居一五二の二、一五三、一五七、一五九の一と一体をなす国有地の一部 大字土居字南田のうち一六三の一部、一六四の一部、一六五から一六八まで、一七〇の一部、一七一の一部、一七二、一七三、一七四の一部、一七四の四の一部、一七四の五から一七四の七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字土居字大所一七五の二から一七五の四までの一部、一</p> |

| | | | |
|-----------------|--|-----------------|--|
| <p>大字土居字前河原</p> | <p>大字土居字德持二四〇の二の一部、二四一の三の一部、二四二の二の一部、二四三の二の一部、二四四の一部、二四</p> | <p>大字土居字荒神前</p> | <p>八一の二の一部、一八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七五の二と一体をなす国有地の一部 大字土居字穴園基一八九から一九二までの一部、一九三、一九四、一九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字上土居一四三の一部、一四四の二の一部、一四五の二の一部、一四五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字南田一六四の一部、一六五の一部、一六六から一六八まで、一七〇の一部、一七一の一部、一七二、一七三、一七四の一部、一七四の四の一部、一七四の五から一七四の七まで及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字穴園基一八三、一八四、一八五の二、一八五の二の一部、一八六の一部、一八七の二の一部、一八九の一部、一九一の一部、一九二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字上河原二二二五の一部、二二六の二の一部、二二七、二二八の一部、二二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字上河原三二二六の二の一部、二二六の二、二二七の二から二二七の三まで、二二八、二二九の一部、二三〇の一部、二三六の二の一部、二三七の二、二三七の二、二三八の二、二三八の二及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字德持二二九、二四〇の二の一部、二四〇の二の一部、二四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字荒神前のうち二四七の二の一部、二四九の二の一部、二五〇の二の一部、二五〇の三の一部、二五三の二の一部、二五四の二から二五四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字土居字砂田河原二六七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六八と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字土居字前田原</p> | <p>大字土居字荒神前二四九の二の一部、二五〇の二の一部、二五〇の三の一部、二五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字砂田河原二六六の二の一部、二六六の二の一部、二六七の二の一部、二六八の二の一部、二六九及びこれらと一体をなす国有地</p> | <p>大字土居字下河原</p> | <p>五の二の一部、二四五の二、二四六の二の一部、二四六の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字土居字荒神前二四七の二の一部、二五三の二の一部、二五四の二から二五四の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字前河原の全域 大字土居字砂田河原二六五、二六六の二の一部、二六六の二の一部、二六七の二の一部、二六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字中瀬二八九の四の一部、二八九の五の一部、二八九の八の一部、二九一の二の一部、二九一の二の一部、二九二の二の一部、二九四の二の一部、二九五、二九六、二九七の二、二九七の二の一部、二九七の三、二九七の四、二九七の五の一部、二九八、二九九の二、二九九の二、三〇〇の二、三〇〇の三から三〇〇の五まで、三〇一の二、三〇一の三から三〇一の六まで及びこれらと一体をなす国有地 大字土居字下河原三〇六の二の一部、三〇八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇四の二、三〇四の二、三〇五の二、三〇六の二、三〇七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>大字土居字前田の全域</p> <p>大字土居字中瀬二八九の一から二八九の三まで、二八九の四の一部、二八九の五の一部、二八九の六、二八九の七、二八九の八の一部、二九〇、二九一の二の一部、二九一の二の一部、二九二の一部、二九三、二九四の一部、二九七の二の一部、二九七の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> |
| <p>大字土居字下土居</p> | <p>大字土居字下土居のうち二二四の三、一三五の二、一三六の二の一部、一三六の二の一部、一三六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二二四の二、二二八、一三〇の二、一三一、一三三の二、一三三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字土居字大将軍</p> | <p>大字土居字ハケラ前五五の二から五五の七まで、五六の三、五六の四及びこれらと一体をなす国有地並びに五五の一、五六、五六の一、五七の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字土居字江下田五九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五九の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字土居字堂ノ前一二の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字土居字大将軍のうち二二四の二の一部、一一六の一部、一一七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字土居字茶園木の全域</p> <p>大字土居字下土居一二四の三、一三六の二の一部、一三六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二二四の二、二二八、一三〇の二、一三一、一三三の二と一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字土居字吉兵衛田</p> | <p>大字土居字山王前三二の一部、三三三の一部、三四の二の一部、三四の二、三五の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字土居字ハケラ前五二、五三、五四の二の一部、五四の二の一部、五五の一、五六、五六の一、五七の二、五七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> |

| | |
|------------------|---|
| <p>大字土居字山王前</p> | <p>大字土居字江下田五八の一、五八の二、五九の三、六〇、六一、六二まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字土居字吉兵衛田のうち六八の二の一部、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の地域</p> <p>大字土居字堂ノ前一〇四の二の一部、一〇六の一部、一〇七、一一一の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字土居字大将軍一一七の一及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字土居字稲荷前三六八と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字重高字片山ノ前二七及びこれと一体をなす国有地の一部</p> |
| <p>大字土居字片山ノ前</p> | <p>大字土居字山王前のうち三二の一部、三三の一部、三四の二の一部、三四の二、三五の二の一部、三五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字土居字ハケラ前五四の二の一部、五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五四の二、五四の二と一体をなす国有地の一部</p> <p>大字土居字稲荷前のうち三六八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字土居字稲荷前</p> | <p>大字土居字稲荷前のうち三六八と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>大字重高字片山ノ前</p> | <p>大字重高字片山ノ前のうち二七及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> |
| <p>廃止する字の名称</p> | <p>大字宿字南田、大字宿字石橋ノ下、大字宿字かぶき、大字宿字大所福安、大字宿字背戸中通、大字宿字下河原道ヨリ西、大字土居字ハケラ前、大字土居字江下田、大字土居字橋ノ詰、大字土居字茶園木、大字土居字大所、大字土居字穴園基、大字土居字新井手下、大字土居字上河原ノ一、大字土居字上河原二、大字土居字上河原三、大字土居字徳持、大字土居字砂田河原、大字土居字中瀬</p> |

鳥取県告示第千四百六十六号

国府町農業協同組合が行う土地改良事業（補足農業構造改善事業町屋地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十一日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四百四十七号

鹿野町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河内（中瀬）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十一日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四百四十八号

鹿野町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河内（広ノ谷）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十一日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四百十九号

赤碕町が行う土地改良事業（農村地域構造改善事業笹津地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十一日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百十号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）本庄地区農業用排水、農道整備及び暗きよ排水を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十一日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百一十一号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）本庄地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年十二月十一日から二十七日間
- 三 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百一十二号

智頭町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）山郷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和六十年十二月十一日から二十七日間
 - 三 縦覧に供する場所
智頭町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第千五百一十三号
- 東郷町が行う土地改良事業（単県土地改良事業長谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法

第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十一日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十四号

溝口町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）福永地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十一日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十五号

溝口町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業旭（福島農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十一日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百十六号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）恩志地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十一日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百十七号

溝口町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業福岡地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年十二月十一日から二十七日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、気高町が行う土地改良事業に係る瑞穂南部地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 次